

# 家庭教育の未来像をもとめて

—集団保育と家庭教育研究ノート—

福川須美

## (1) 子どもを産むよろこびと不安

子どもを産み育てることは、人間にとつて大変基本的かつ創造的な嘗

時分から正しく教育することは、多くの人たちがおもうほどそんなにむずかしいことでは決してない。そのむずかしさからいって、このことはどんな人でも、もし本当にその気になりさえすれば、たやすくできることだ。そればかりか、それは気持のいい、たのしい、仕合わせな

ことだ。<sup>(2)</sup>」と述べている。

しかし、現代の世の中では、子どもを産み育てることはよろこびばかりをもたらしてくれるとは限らない。よろこびと同じほどの苦労や心配

もまた生じるといつていい。

生まれた途端、母乳の中に含まれるP C B問題をはじめ、大気汚染騒音、その他あらゆる種類の公害に脅かされ、交通事故の危険にさらされ、狭隘な住宅に重なりあって生活するという状況のなかで、子どもを

産み育てることは容易な仕事ではない。

戦後、児童福祉法や児童憲章が制定されたとはい、その後の児童福祉行政は一向発展せず、高度経済成長政策下の国家予算では、社会保障

関係費は大幅に削減され、厚生省自身ですら、児童の危機を叫ばざるを

『愛と規律の家庭教育』の著者マカレンコは、「ごくおさない子どもの夫婦としていっしょに生きるのだという実感を与えられました。<sup>(1)</sup>

得ないほどである。ただし厚生省はその原因を専ら親子の愛情や人間関係のゆがみにもとめ、児童の権利を唱える一方で、その権利保障に対する国家責任を曖昧にし、児童の精神衛生や家庭教育の必要性を強調するにとどまっている。例えば、老人・心身障害児・障害者施設、保育所整備などの社会福祉施設緊急整備五ヶ年計画の第二年度にあたる昭和四十七年度の予算は、一二〇億円であるが、これは防衛予算八〇三〇億円のわずか六七分の一にすぎない。

児童福祉行政の立ち遅ればかりではなく、子どもを産み育てる親の生活の方も高度経済成長政策の歪みを受けて、インフレと物価高に悩まされている。子どもを産み育てる不安はこのような親の生活不安にも根ざしているのである。

数年前に社会保障研究所が行った調査<sup>(3)</sup>によれば、一人っ子の場合では未就学時代一ヶ月の養育費が一三、六八一円、高校段階で二七、七一五円でいずれも家計費の四割以下を占めるにとどまるが、二人の子になると、ほぼ家計費の半ばを占め、さらに三人子の場合は、一人が小学生、二人が未就学の段階で早くも三〇、九四二円を必要とし、高校、中学、

小学校へと進学する頃には三六、九三三円まで膨張し実に家計費の六割近くになるという。

かつては「間引き」という子殺しの慣習が貧しい農村地帯に広範に見られたが、現代では「産児制限」というかたちで、子ど�数を減少させ、生活水準の低下を防がざるをえないという悲しい事態が生じている。

さらに現代版「間引き」ともいえる人工妊娠中絶は異常な高率を示し、一世帯あたり平均子ども数は一九七二年で一・九二児であるが、今までに流産や中絶で失った子ども数は一・九八児で、このうち一・五〇児が中絶であり、子ども一人が生まれたびに〇・八人が中絶で闇に葬り去られているということになる。<sup>(4)</sup>

たとえばある母親は子どもを中絶した悲しみを次のように語っています。「三人目の子どもを身ごもりました。けれども幼稚園に通う長男とばかりの子どもをあづかっていて、田舎で一人暮らしの姑も近くいっしょに住むことになっていました。六畳一間のくらしは、四人寝るのがやつとでした。人一倍子ども好きな私たちは三人はほしいと思いながら考えに考え、迷いに迷ったのですが、ついに産む勇気がもてませんでした。その時ほど家さえあれば、家がほしいと思つたことはありません。やりばのない憤満をどこにぶつけようもなく、手術のあと、赤ちゃんを一人なくしたような悲しみと自責の念が、体中にひろがってゆきました」<sup>(5)</sup>。

このように母親を悲しませないためには、住宅政策や保育政策等々の一大転換を必要とするが、実際には優生保護法の改悪が提案されるなど、こどもを安心して産める条件も整備せぬまま、経済的理由による中絶を禁止したところで、ヤミ中絶の増加や生活難の増大は決して緩和されないのであろう。

ともあれ、一大決心のもとに生まれた子どもの生命を大切に生かし、

守り、育てることは社会全体の責任であることはいうまでもない。とりわけ、子どもの両親の責任は重大なものとされているわけであるが、しかししながら、それは親にのみ子どもの養育の責任を負わすということではない。次に親が子どもを育てる教育権について触れておきたいと思う。

## (2) 子どもを教育する権利と義務

子どもが生まれると、親は人間的な歓びと同時に不安を感じ、また多少の打算だとえばこの子に老後の生活を頼れるかしらなどもつけ加えながら子どもを腕に抱くだろう。そして、どのような子どもに育てようかと、夫婦で話し合うにちがいない。

ところでわが国の場合、子どもを誰が教育するか、ということは、戦前の家族国家観の支配下にあっては、子どもの養育は次のように位置づけられていた。

「子どもの育成に際しては、ただ我が子を育てるとのみ考ふべきではなく、祖先の後継者を作り、将来御国に奉仕する国民を育てるものであることなどを常に念頭に置かねばならぬ。」<sup>(6)</sup>

教育は国民にとって納税、兵役と並ぶ三大義務の一つといわれ、しかもその義務は国家に対する義務であった。戦後、新憲法により、基本的人権が法的に承認され、教育についても、子どもの人権を尊重する立場から国民の教育を受ける権利、子女に

教育を受けさせる義務が定められた。この義務は、もちろん、子の教育に対して親が国家に対して発言する権利を否定したものではない。

現代はすでに、子どもの教育はもはや一家庭の内部のみで行われる私事ではなく、社会全体の共通の課題となっており、子どもは両親の子であると同時に社会の子であるという認識が広まっている。もちろん、あらゆる意味での私有財産を相続する血を分けた者としての子どもという制約は以前として存在してはいるが、子どもは単に個人の財産や文化を相続するばかりでなく、社会的な存在、つまり社会の未来の担い手として育てられる必要があるということは今日一般に認められていることであろう。

ただその場合の社会が、戦前の如く非常に狭い意味での国家にすり替えられる危険はますます増大しており、二年前に発表された中教審答申は「國家の教育権」という言葉こそ使ってはいけないが、「戦前、国が教育の内容に深く関与したことが国民の考え方を偏狭な国家主義に導いた原因であるとして、教育行政の役割を単なる指導助言だけに留めるべきだとの考え方」が、戦後の学制改革のころから主張され、今日でも強調する人々がある。しかし、憲法の目ざす国家理想の実現のために、国民の教育として不可欠なものを共通に確保するとともに、改善された標準的な内容・程度の教育を、国民に保障することは政府の国民に対する重大な責務である」と述べており、教育制度の改革というかたちで、憲法や教育基本法の精神に反する「國家の教育権」を主張しているのである。

他方、家永三郎氏の教科書第二次訴訟の東京地裁判決（杉本判決）は「：

ところで、憲法がこのように国民ことに子どもに教育を受ける権利を保障するゆえんのものは……教育がなによりも子ども、自らの要求する権利であるからだと考えられる。……子どもは未来における可能性を持つ存在であることを本質とするから、将来においてその人間性を十分に開花させるべく自ら学習し、事物を知り、これによって自らを成長させることが子どもの生来的権利であり、このような子どもの学習する権利を保障するために教育を授けることは国民的課題であるにほかないと考えられる。」そして、この「子どもの教育を受ける権利に対応して、子どもを教育する責務をになうものは親を中心として国民全体である。」とし、「このような国民の責務は、いわゆる国家教育権に対する概念として国民の教育の自由とよばれる。」と宣言した。

現在の憲法の下においては、子どもに対する支配権としての親権が否

定されていることはもちろん、国家が子どもの教育を統制し支配する権利を親から白紙委任されているわけでもない。両親は子どもの人間としての全面的発達の条件を社会的に保障するよう要求し、行動する義務があるといつても過言ではない。公教育と私教育としての家庭教育との関連を歴史的に産業革命期にさかのぼって追究した諏訪義英氏は、現代の保育所づくり運動において労働者的立場で自覚した母親に幼児教育における親の果すべき重要な役割をみてとっている。<sup>(7)</sup>

「選別」と「差別」によって、高度経済成長に直接貢献可能な労働力の養成をはかるという方向が、幼稚教育の段階まで浸透しつつあり、その一方、貢献不能とみなされる人間は切り捨てられ、子どもの人間性

が著しく歪曲されようとしている現在、国民としての親の責務を再認識する必要があるのでないだろうか。すでに全国各地で、父母や教師の協同のもと、すべての子どもに人間としての全面的発達を保障する教育を目標に貴重な努力が積み重ねられている。そのなかのひとつ、与謝の海養護学校の実践は、切り捨てられる人間の筆頭になりがちな「重度」の障害児たちを学校の宝として位置づける姿勢を貫き、その結果として、ある母親が寄宿舎の自分の子と同室の遅れた子のために、自分の子の発達が頭打ちにならないだろうかとの心配をもらすと、子どもの方から「お母ちゃん、何いうとんのや、あの子が（重度の子）大事にされんかったら、ぼくかて大事にされんのやで」と答えている。この子どものことばは、人間とはなにか、社会保障とはなにかという問題の本質をぜひ突いているように思えてならない。

さて、以上のような教育権の問題は、幼児教育、家庭教育についてはどうであろうか。政府の姿勢は、学校教育を中心とする一般の公教育に対すると同様、家庭教育に対してもその統制を強めつつある。

すなわち「個々の家庭はより大きな地域社会、国家および諸国家の家族と密接な関係を有する」として家庭と国家との結びつきを強調する。さらに、現実の社会生活の矛盾に身も心も疲れはてた人々の精神的慰安の場として家庭を強調し、家庭は「愛の場」「いこいの場」として「人間性を回復できる場」にしました「教育の場」とすることが必要だといふ。そして、「家庭における社会公共的な陶冶」や「自制心をつちかう」ことなどが家庭教育の目標として挙げられている。

現実の矛盾に眼をつぶって、家庭のみにその慰安の役割を果たさせようとするのは無理なことであるが、家庭の教育機能の強調は婦人労働政策と深く関係していることを忘れてはならない。すなわち、家庭教育の強調、とくに母親の育児責任の強調は、母親の「働く権利」や社会的活動への参加の仕方についての考え方つまり、婦人労働政策としての再就職パートタイム雇用の推進や育児休暇制度の積極的な検討などと結びついている。幼児、とりわけ乳児をもつ母親は育児責任を果たしてから社会に出て働くということなのである。従って原則として子どもはまず母親が責任をもって育て、父親はこれに協力するものという位置づけがなされる。

しかし、女性の生き方の問題をも含みながら、主婦の就労が増加して

来ている今日、家庭教育の役割分担が従来のような、母親偏重のままでいいものだろうか。すでに家庭教育は母親の就労を抜きにしては問題を考えられなくなっている。次に、はたらく母親と子どもについて、考えておきたいと思う。

### (3) はたらく母親と子ども

今日では都市、農村を問わず、幼い子どもを育てながら、家庭で内職に従事したり、家庭外の職場で賃労働に従事したり、あるいはふるさとから遠く離れて出稼ぎに行く母親が著しく増大している。現在では婦人労働者の半数以上が既婚婦人で占められている。

このようなはたらく母親の就労動機が経済的な理由であること、すなわち「家計の補助」「教育費」「将来の住宅のため」「老後のため」であることは多くの調査結果が示すところである。今では日本の経済は婦人の労働を抜きにしては一日たりとも活動を続けることはできない。では、婦人の社会的地位はというとこれはまた貢献の度合に比べて大変冷遇されているというほかないのであるが、賃金だけみても日本は男子一〇〇に対して、女子四九（一九七一年、三十人以上の規模の事業所）で、西ドイツの八五、イタリヤの八〇などと比較にならない格差である。しかもその賃金で家計収入を支えている度合は、日本の妻子が一番大きく、十年前すでに一三・八パーセント（西ドイツ三・七パーセント）に達している。

一家の主人たる男子労働者のみの賃金では最低生活すらも不可能であり、一家総働きへの一步である妻の就労によらなければ生活費が不足するという傾向は今や息もつかせぬ物価上昇にますます拍車をかけられているといつていよい。

神奈川県下のある団地で行われた婦人学級出席者を調べたところ、百八人の出席者中、なんと一〇一人までがなんらかの形で主婦自身が収入を得ていたという。

共働きの夫婦のなかには子どもが生れる前から保育園の入園申し込みに出かけ、入園の可能性如何で子どもを産むかどうか決めたり住居の移転方針も立てようとする夫婦が増えている。そして、運よく宝くじ並みの倍率をのりこえて保育園に子どもを通園させて働くことができても、

母親の生活は決して楽ではない。「とにかく私たち働く母親には、ゆとりをもって子どもを育てるなどというのは夢みたいな話で、考えてみると、朝から夜まで“早くしなさい”的連続、勤めに遅れるから早く起きなさいにはじまって、早く着なさい、早く食べなさい、保育園までの道中もサッサと歩きなさい……。夜は夜で明日の朝が大変だから早くねなさい……」（川崎市立保育園父母会での発言）

かくて、母親が家庭を留守にして就労する機会が多くなれば、家庭生活、とりわけ育児や母子関係になんらかの影響がおよぶわけである。それだけに家庭や子どもに関する研究者の関心をひきつけ、多くの調査研究が行われ、はたらく母親の就労動機や母親が働くことによって母子関係にどのような変化がおこるか、あるいは家庭生活全般にはどうかなどについての調査研究はおびただしい量にのぼっている。しかし、結局のところ、ウイリアム・グードが述べたように「妻が勤めに出ることによつて結婚の幸福がおびやかされたり離婚が増えたりしないか、あるいはまたそれによつて子どもの非行化が促進されたり、パーソナリティ形成に支障をきたしたりしないか」といった議論（中略）は、現在のことろ、全般的な結論はまだ下されていない。階層、仕事の種類、子どもの年令や性、居住地域、その他のもろもろの要因が複雑にからみ合いながら、結果として影響を及ぼしているのである。<sup>(8)</sup>というものが今までの結論であるといつてよい。結果がはつきりしないのは、アメリカの社会学者サスマンも指摘するように調査の枠組自体にも問題があるが、ここではそれについて詳細に触れるいとまはない。

しかし、調査結果がどうあらうと、母親が家庭の外へ出かけていく以上、残された子どもは、誰かが育てなければならぬ。この問題を社会的に解決しようとしたのが保育所であるが、保育所に対する考え方も、先の調査結果と同様大変複雑である。しかし大体のところ、次の三つの立場に要約できるようと思われる。

#### ① 子どもは家庭で育てるべきだという立場。

この立場は教育権のところでも触れたように、現在の政府筋の考え方でもある。がもつと広い人々の間にも根を張つてゐる。この主張の根拠として引き合いに出されるのは乳幼児心理学や医学、精神衛生などの諸研究である。それは子どもは母親の愛情と愛撫によつて育てられる権利があると主張する。その論拠として挙げられるのは、長期間、（または長時間）保育所や乳児院などの施設に子どもを預けると、ホスピタリズムとよばれるような精神的欠陥をもつようになつたり、発達が遅れたりするということである。日本でも乳児院や保育所でのホスピタリズムを肯定するいくつかの研究が行われた。そして昭和三十八年の『児童福祉白書』には、ジョン・ボウルビィの理論<sup>(10)</sup>が引合いに出された。しかし彼の調査対象は、乳児院收容児をも含めた家庭崩壊の乳幼児であつて両親が健在で、一般的な家庭の乳幼児で、なおかつ保育所の保育を受けた乳幼児を対象にしてはいない。にもかかわらず、このホスピタリズムは、病院的組織から、社会事業的組織へさらに保育所にまで拡大適用されるにいたつたのである。

この立場は応々にしてだから母親は家庭で育児に専念すべきだという

主張につながり易いことも事実である。

しかし最近の調査によつて、ホスピタリズムなどは保育条件が整えば発生しないことが確認されており、逆に、家庭で母親につきつきりで保育された過保護児童の問題が指摘されるようになつてきている。

## ② 保育所や乳児院を必要悪として肯定する立場。

これはいわば現実妥協の立場であろう。つまり経済的、社会的条件を

考慮すると、現に働いている母親を今さら家庭に戻すなどというのは現実になれた主張にすぎないと考え、たとえ、そういう方向をとるようには、経済的社会的条件を整備するとしても、そう一朝一夕にはいかない、従つて保育所などはやむをえない社会制度として認めざるをえないという立場である。

結局、経済的にやむをえない場合はともかく、そうでない場合はやはり母親は家庭で育児に専念するのが子どもにとってもしあわせではないかということになる。従つてこの立場の理論的根拠は①の立場とほぼ同じものとなる。そこからは、保育所の保育内容に対する積極的な要求はそれほど活発に出されないだろう。なぜなら、従来の家庭で行われてきた育児が規準となり易くそれ以上のことを望む姿勢はこの「必要悪」論の立場からは生まれにくいからである。これは保育所の保母を「母親のかわり」「高等子守り」として把握することにもつながる。

たとえば東京都内のある保育園に子どもを預けている父親は、その母親から次のように評されている。「お父さんはまだ小さい子どもは家で母親といっしょにいた方がいい。保育園に預けるのは、かわいそうと考

えているらしく、ただやたらに可愛がる。自分が休暇のときはもう子どもも保育園を休ませていっしょに遊び、めんどうをみます。保育園におむかえにいく時も『アイスクリームを買ってはだめよ』と言わない時は必ずアイスクリームを買い、明け方、眼をさました子供のふとんを見るといない。お父さんのふとんの中にいっしょに寝たり。本当に困った親子です。<sup>[12]</sup>

## ③ 積極的肯定論の立場

保育所の起源は、産業革命後、機械制大工場が出現し、婦人労働や児童労働が一般化してくると、無保護のまま放置された幼い子どもたちに対するヒューマニストや良心的な民間人がはじめた行動にさかのばることができるが、その後の歴史的な経過は、集団保育の経験と成果が理論的にも実践的にも蓄積されるにつれ、「必要悪」ではなく、子どもの成長と発達にとって集団保育の積極的な必要性が明きらかになってきた過程であるといえる。

そして、はたらく母親と子どもの関係についても、母親が長時間不在であるということよりも、母親自身に精神的安定や精神的解放があるかどうかの方がより大きい問題であるという指摘もなされるようになつてきた。すなわち、ある保健所で三歳児検診を担当してきた専門家によれば、「母親の不適応状況が問題児群中に非常に多かった。そして母親の不適応状況は生活に追われて育児が放任的となる場合と、それ以上に母親がその夫や家に経済的に依存している場合に多く見られたのであつた。この意味では『婦人解放と子どものしあわせとは固く結びつかなければ

ればならない』という意味は臨床家であるわたしにもわかる気がするのである。すなわち、他律的存在としての自己防衛として、必ず過保護干涉の、対等でない人間関係が児童との間に設定されることとなるのである。<sup>(13)</sup>』と述べている。

家庭は保育を唯一の目的としてつくられた場所ではない。大都市の主要な住宅形式となってきた鉄筋高層の庭も広い空間もないアパートの中は、子どもがその成長と発達に必要とする物質的環境とはおよそ縁遠い。

また現在の家庭では先にも述べたように子ども数が減り、従つて子どもは兄弟姉妹関係のたのしさも苦しさも知る機会が少なくなり、けんかも助け合いもなく、子ども同志のなかで自分の心をゆたかに育てる機会が少なくなってきた。

現代では、母親が働いていようと子どもたちが集団的な保育や教育を受けることは、子ども自身にとってますます重要な事柄になってきたといえる。

問題は家庭保育か、集団保育かではなく、その二者がどのような関係にあるか、どのような役割をそれぞれ担っているかを明きらかにしながら、両者が共同して子どもの保育や教育を考えていかなければならぬところにきているのではないだろうか。

保育所づくり運動の発端である、「子どもたちの生活を守り、教育を充実したい。同時に働く権利と生活を守っていただきたい。母親と保育者に共通なこの要求——母親たちが保育所をつくり、保育者が組織化を推し

進めるなかで自らの生活を守り、研究を充実させていき、母親と保育者が協力して保育所やそれをとりまく条件を改善していく——』ということは今も変らない。つまり、働くものとしての共通の立場で、保母と父親や母親が力を合わせてよりよい保育と教育の場を求めて努力を積み重ねていくことに大きな期待がかけられているといつても過言ではない。ところで、集団保育の積極的肯定論の立場は、集団保育を否定する側に対抗し、集団保育を発展させるために多くの労苦を積み重ねてきたが、集団保育と家庭教育との関連についてはまだ充分に自覚的にとりあげて追究されてこなかったようと思われる。即ち、集団保育を家庭教育に代替させる傾向が強く、家庭教育と集団保育の相互補完的関連をより自覚的に探究する必要がある。

#### (4) 保育の社会化の進展と家庭教育

今日では、保育園増設の運動ばかりではなく、家庭にいる母親の幼稚園に対する要求も非常に増大している。つまり私立幼稚園ではなく、もつと月謝の安い、設備も整った、公立幼稚園が欲しいという要求である。戦後、子どもの教育や心理についての知識や情報は出版物やマスコミを通じて母親たちの中にも浸透し、現在では幼児教育についての関心はますます大きくなっている。そして、今や就学前に、一年なり二年なりの（三年もある）幼稚園教育を受けさせるのは常識になりつつある。幼児教育を社会的な施設で行ってほしいという要求は、働いている母親

であろうと働いていない母親であるとを問わず、共通にひろがつてゐる。ところが日本の場合、幼児教育の二元化が法的に確立しているため（保育所基準を「保育に欠ける」児童に限定しているなど）大きな問題を抱えている。<sup>(14)</sup> 幼児教育が保育園と幼稚園の二本立てであることについての様々な問題は他に譲るとして、保育はもはや個人の家庭の枠内だけで行われる私事にとどまらず、文字どおり社会全体の、共通の課題となりつつあるわけである。

その背景としては、子どもの成長と発達にとって、集団保育の重要性が広く認められるようになつたことももちろんあるが、先にも述べたように、個々の家庭の中だけでは、子どもの成長と発達に必要な物的環境も人間関係も整備できなくなってきたという事実がある。

保育園や幼稚園になぜ入園させるかという問い合わせ、「小学校に行つてからまごつかないため」「集団になれるため」「みんな近所の子がいくから」というような理由が多いが、乳幼児期の子どもの成長と発達にとって、集団はなれさせるためではなく、集団がなくてはならないといわれている。

以上のような背景をもちながら、子どもの保育・教育は保育園や幼稚園という社会的な施設にゆだねられる部分が多くなりつつある。とくに、保育園では0歳児保育、産休あけからの保育を行つてゐるところもある。それでは、そのような社会的施設における教育と家庭における教育とはどのような関係にあるのだろうか。

次のような矢川徳光氏の指摘はこれから家庭教育について、多くの

示唆を含むものと思われる。「家庭教育觀は、これまで多くの場合、家庭のうちがわの問題から発想されてきました。わたしは、その発想の仕方を変える必要があると思います。」

家庭教育は右にしたよだ国民の自己形成の全過程の重要な一環であることを認めなくてはなりません。しかしその一環を、ただそれだけとりあげて家庭教育觀をたてるのではなく、国民の自己形成の全過程についての自分の理解を土台として、その土台のなかに家庭教育を据えてみることが大切ではないかと思われます。（中略）問題を極小的にしぼつていえば、じぶんの小さな子どものこれから教育と成長・発達とを、国民の自己形成の全過程のあり方のほうから考えていくということです。家庭教育を、この全過程の性格と方向性との反映としてとらえるといつてもよいだらうと思ひます。<sup>(15)</sup>

#### （5）親の子どもへの期待

わが国の教育基本法第一条にはこうしるされている。

教育は、人格の完成をめざし

平和的な国家および社会の形成者として真理と正義を愛し

個人の価値をたつとび

勤労と責任を重んじ

自主的精神に充ちた

心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならぬ。

ところでここに、親の子どもへの期待が、子どもの年令が高くなるにつれて次第にしほんでしまう、つまり竜頭蛇尾の傾向があるという調査<sup>(16)</sup>がある。つまり「幼児期の子どもをもつ親の理想が一番生き生きとして、いちばん多様性に富んでいる」が、小学校、中学校へと子どもが進むにつれて、「心の豊かな子ども、健康で明かるい子ども」といった全面的な発達のとらえ方が薄らいでいき、それにかわって登場するのは「競争に打ち勝つて上級学校に進学するための態度をもつ」ということになり、そして「学年が進むにつれて健康や明るさを犠牲にしても、入學試験の態度形成ということに重点がおかれてくる」というわけである。高校生ともなるとついに親の期待は大変消極的な内容しかもなくなり「とにかく無難に社会に適応できることも」というしほんだ期待になってしまふというのである。

以上のような期待の縮少過程は、親が子どもの「能力」について次第に諦めの境地に達する過程であるともいえそうである。ただその場合の「能力」は学校の成績を主な内容とする「学力」に高い比重をおいたものにすぎない場合が多いようである。親は子どもが成長していくにつれて、「能力」を「学力」それもテストの成績を主とするものにすりかえていく傾向があるようである。現在の教育制度のあり方が親の意識に次第に深く反映していく過程ともいえるかと思う。

しかしながら、「重度」や「重症」の障害児を学校の宝として障害児にも人間としての全面的な発達を保障しようとする与謝の海養護学校の実践を通して、ある教師は「子どもを解放し、発達に必要な集団を保障

し、発達保障の体制が組まれる時に能力は無限大に発達するものである<sup>(17)</sup>」と言い切っている。中教審のいうような能力素質論、限定論は事実をもってすでに打ち破られているのである。親は期待をしほませる必要はない。むしろ親には、すべての子どもがその能力を充分發揮し、伸ばせるような教育を要求する義務があるといつても過言ではないだろう。幼児教育の段階でも、障害児のための幼稚園や保育園を要求する声が大きくなりつつある。

ところで、全面的な発達という場合、わたしたちは子どもの理想像をどのように描くだろう。

橋本宏子氏は、クルップスカヤの文章を引用しながら次のように述べている。

「かつてクルップスカヤは『住民は、小学校、中学校ならびに上級学校が一つの共通な目的をもつて欲しいのである。すなわち、全面的に発達した人間の教育ということである。それは自覚的で組織的な社会的本能をそなえており、全一的で考え方かれた世界観をもち、自然のなかで、また社会生活のなかで、自分の周囲において生起するすべてのことを明瞭に理解している人間、あらゆる種類の労働に、肉体労働にも精神労働にも、理論および実践のうえで準備されていて、合理的で十分な衣食住を、美しくて楽しい社会生活を打ち立てるとのできる人間を指してい

る』（クルップスカヤ「社会主義学校の問題によせて」一九一八年）と述べました。体制と時代のちがいをこえて、この言葉は私たちの胸をうちます。

しかし現実の社会のなかで、とくに現代日本の資本主義のもとで、このように“全面的に発達した人間”はのぞむことはできません。なぜなら、子どもたちは資本主義社会に生きていて、日夜その影響をうけないわけにはいかないし、たとえ民主的な保育、民主的な学校教育をうけたとしても、その後につづく資本主義社会における生活が、全面発達を保障しないからです。

だからこそ、そのような社会をかえてゆく私たちのたたかいが、私たちのねがう子どもを育てていく条件づくりとなるわけです。また身近なひとつひとつの教育実践が、ほんとうの全面発達の可能な社会をつくっていくたたかいとつながって、私たちの子どもをよりよく育てるのです。<sup>(18)</sup>

さらに次のような母親の手記は、現代の働く母親の切実な声として傾聴に値すると思われる。「よく“保育園に預けられている子どもはかわいそうだ”とか、“あずけなければやつていけないからかわいそうだけ……”といった言葉を聞くし、また“あずかって頂いているだけ有難いのだから……”という発言も耳にする。私の場合、たしかにあづけなければならない存在だからお願いしているのだけれど、その事で子どもが可愛想とか、ふびんだなどとは一度も思つた事はないし、むしろ多勢の仲間と共に成長していく事の出来るこどもは幸せだと思っている、ただ集団保育という面について良い面も悪い面も全く未知のことが多いし、母親（父親）と保母の間で全くその事について積極的な研究や話し合いのなされていないことを残念に思う。集団の中で育つことの意

義、そして長所、短所をお互に確認しあった中で親と保母が一体となつて大きな可能性を秘めた子供達の成長をたすける事ができれば……。A子ちゃんもB男君もCちゃんも八雲保育園の子ども達が全部私の子どもであり、又他の保護者の子どもであり、同時に保母さんの子どもでもあるという関係で保育できれば……と思う。しかし毎日の仕事と通勤と家に追われる親達、そして不充分な施設と少ない人数で沢山の子ども達を預らなければならぬ、そして他人の子どもを保育していながら自分の子さえ満足に持てないような労働条件にいる保母達、こんな現状では理想の保育など考へる事が無理なのかも知れないとも思う。これでいいのだろうか、こんな事ではとり返しのつかない誤りをおかすのではないだろうかと思い悩むとき、くつたくなく年令に応じてたくましく、いつの間にやら成長している子どもの存在がそんな心配は全く不用とふきとばしてくれる事もしばしばある。人類の宝である子どもたちの成長に少しでも良い環境をつくれるように頑張らなくちゃあ、なんて、力もないのに大きな事を考へて力んでみたり、つまらぬ事でガックリしたり、なんてたよりない親であるかと思うこの頃です。<sup>(19)</sup>

どんな子どもに育つてほしいか、どういう人間にしたいか、親としての要求を明確にして社会の矛盾にへこたれず、社会に適応するのではなく社会をつくり変えていく力を身につけた子どもを、社会の未来の担い手として、みんなで手をとりあって育てていきたいものである。

注(1) 近藤薰樹・橋本宏子・好永邦夫・天野章子著『子どものしつけ百話』  
新日本出版社第一章より

- 注(2) マカレンコ著、南信四郎訳『愛と規律の家庭教育』青木文庫、六頁
- 注(3) 社会保障研究所『家族周期と児童養育費』一九六七年
- 注(4) 厚生省『出産力調査』一九七二年六月
- 注(5) 「子どもたちは地球の宝」鷹村幸子・林光編『生命を生み出す母親は生命を育て生命を守る』太郎書店所収
- 注(6) 文部省教育局編纂「臣民の道」
- 注(7) 諏訪義英著『保育の思想』風媒社、一九七二年第五章参照
- 注(8) ウィリアム・J・グード著、松原治郎・山村健訳『家族』至誠堂、一三九頁参照
- 注(9) Sussman, M.B., Needed Research on the Employed Mother, *Marriage and Family Living*, November, 1961
- 注(10) フラン・ボウルズ、黒田実郎訳『乳幼児の精神衛生』岩崎学術出版社、一九六七年
- 注(11) ベティ・フリーダン、三浦富美子訳『新しい女性の創造』大和書房  
一九七〇年は、アメリカの郊外の住宅に住む中産階級の主婦の生活と  
その子どもの過保護型ペーソナリティの形成との関連をウーマン・リ  
ヴァの立場から指摘している。
- 注(12) 目黒区八雲保育園保護者会編『みんなの願い——』保育にたいする  
アンケート調査結果のまとめ・付文集『やくも』一九七三年
- 注(13) 桥田正巳「家庭と社会に結びついた問題児の指導」『児童心理』第一  
一〇号、一九六四年
- 注(14) 諏訪義英、前掲書第二章、第三章は、日本における幼・保二元制の  
展開過程とその矛盾を明きらかにしている。
- 注(15) 矢川徳光『教育とはなにか』新日本出版社一九七一年
- 注(16) 青木嗣夫編「僕、学校へ行くんやで」鳩の森書房一九七一年
- 注(17) 吉田昇「親が期待する子どもの理想像」『児童心理』第一一一号一  
九六四年
- 注(18) 橋本宏子・木村康子編著『新しい保育と保育所づくり』労働旬報社  
一九七二年、二八七頁
- 注(19) 前掲、目黒区八雲保育園保護者会編の文集『やくも』より